(国土交通省)

_		
制度	名	国土調査法第32条の2第1項による代位登記の非課税措置の拡充
税	目	登録免許税
要		国土調査法第32条の2第1項に基づき、地方公共団体又は土地改良区等は、地籍調査において土地の合併があったものとして調査を行う必要がある場合、当該土地の表題部所有者若しくは所有権登記名義人又はその相続人に代わり、 ①土地の表題部所有者又は所有権登記名義人の氏名、名称、住所についての変更の登記又は
望		更正の登記、②所有権の保存の登記、③相続による移転の登記を申請することができる。 今般、国土調査法等を改正し、国土調査を適正かつ確実に行うことができると認められる 一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人についても、都道府県又は市町
o o		村が国土調査の実施自体を委託できることとする方策を検討している。当該法人が地籍調査を実施する場合、地方公共団体等が調査を実施する場合と同様、上記代位登記を行う必要が生じるが、既に実施が認められている土地改良区等の実施主体については、登録免許税法第
内		5条第8号により非課税措置が認められていることから、当該民間団体が行う代位登記についても、同様の非課税措置が受けられるよう要望するものである。
容		国土調査法第32条、第32条の2第1項、地 籍調査作業規程準則第25条、第26条、第2 7条
		(1) 政策目的 これまで地籍調査は主に市町村等が実施してきたが、財政状況や、行政需要の多様化等に
新		より調査実施に対する優先度が低下しており、地籍調査の大幅な進捗を図ることが困難な状況となっている。そのため、民間活力による地籍調査の推進を図るため、国土調査を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的とし
設 -		ない法人が実施主体として国土調査の実施自体を市町村等から受託できる制度を新たに導入することとしているが、地籍調査の実施に当たっては、必要となる代位登記に係る登録免許税を非課税とする特例措置を設ける必要がある。
拡		(2) 施策の必要性 国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地
充		籍の明確化を図るため実施しているものである。その成果は、土地の最も基礎的な情報として、土地の有効活用の促進、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化など様々な面で活用さ
又		れている。その実施において、実際には土地所有者が同じ場合に合併があったものとして調査を進めることは、調査の適正な実施や効率化の観点から必要不可欠なものであり、新たに
は		調査実施主体となる法人についても、その取扱いが可能となるよう、特例措置を適用する必要がある。
延		(3) 要望の措置の妥当性 ①税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められる
長		か 地籍調査は、国民の貴重な土地資産の基礎となる境界情報を調査する重要な調査であるに
必必		も関わらず、その進捗率は全国で 48%、特に都市部では 20%と低位であり、その推進を図ることは今日的な合理性を有する。その推進を図るためには、現行の地方公共団体や土地改
要		良区等に加え、民間活力を活用し、市町村等から委託を受けた法人についても、地籍調査を 実施できるようにすることで、実施体制の強化を図る必要がある。
ع		②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか
व		地籍調査は、その成果が国土調査法に基づき登記所に送付され登記記録が改められること からも、正確性の確保が極めて重要である。国土調査法第32条に規定する合併があったも
る		のとしての調査は、調査の正確性確保の上からも極めて重要な制度であることから、市町村 等から委託を受け調査を実施する法人についても同制度を活用できるよう、当該制度に係る
理	•	登録免許税を非課税にする必要がある。 ③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認め
由		られるか 現行法で地籍調査の実施が認められている土地改良区等についても、登録免許税法第5条 第8号の規定により非課税とされていることから、新たに地籍調査の実施主体となる法人に
		一ついても、同様の税による対応が適当である。

今	政策評価体 系における	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 3 7 地籍の整備等の国土調査を推進する
回	位置付け	
Ø	政 策 の 達成目標	138千k㎡(H20年度)→ 150千k㎡(H26年度)
要望	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
(=	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ
関	当該要望項目 以外の税制上	
連	の支援措置	
す	予算上の措置 等の要求内 容及び金額	地籍調査費負担金 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量する。 平成22年度概算要求額 118億円
る	上記の予算 上の措置等	国土調査法第32条の2第1項に基づく地方公共団体又は土地改良区等による代位登記の 申請については、現在非課税措置が認められているところであり、市町村等から調査の実施
事	と要望項目 との 関 係	自体の委託を受ける法人についても、税の公平性の観点から地方公共団体及び土地改良区等と同様に税の特例措置が認められることが適当であるため、予算上の措置での代替は困難である。
これまで	政 策 の 達成状況	
の租	租税特別措置 の適用実績	
措置の適用	租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	
美績と効果.	前回要望時 の達成目標	
祝特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない	
項	場合の理由	
これまでの 要 望 経 緯		